

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた金融界の 取組状況について

2024年 5 月



一般社団法人
全国銀行協会

本日のテーマ

1

全銀協自主行動計画と足元の状況

2

利用実態調査結果

3

金融界の取組み状況

4

その他、電子化・効率化に向けた取組み

本日のテーマ

1	全銀協自主行動計画と足元の状況
2	利用実態調査結果
3	金融界の取組み状況
4	その他、電子化・効率化に向けた取組み

全銀協の自主行動計画および政府方針

2021年7月19日制定、2022年6月17日改定、2023年11月15日改定、2024年3月29日改定
全銀協「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」

2026年度末までに電子交換所に持出される全ての手形・小切手の交換枚数をゼロにする。

2021年6月18日閣議決定 成長戦略実行計画

（第10章 足腰の強い中小企業の構築 3. 大企業と中小企業との取引の適正化 （3）約束手形の利用の廃止）

本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。まずは、下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて60日以内への短縮化を推進する。

さらに、小切手の全面的な電子化を図る。

2023年6月16日閣議決定 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版

（IV. GX・DX等への投資 5. DX （3）DX投資促進に向けた環境整備 ⑨中小企業等のDX）

約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う。

2023年6月9日閣議決定 デジタル社会の実現に向けた重点計画

（第3－2 各分野における基本的な施策 2. 安全・安心で便利な暮らしのデジタル化

（3）相互連携分野のデジタル化の推進 ①取引（受発注・請求・決済））

決済については、法人インターネットバンキングの利用促進や手形・小切手の電子化に向けた取組を通じて企業間決済のデジタル化の着実な進展を図りつつ、（中略）関係事業者による取組を後押しする。

全銀協の自主行動計画の全体感

【手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会(本検討会)】

- ・ 取組事項(右記)および評価項目(以下)を検討し、本行動計画を策定

- ① 手形・小切手の持帰枚数および発行枚数の減少状況
- ② 手形・小切手の発行手数料、取立手数料等の合理的かつ適正な価格への見直しの検討有無
- ③ 電子的決済サービス※に係る手数料の合理的かつ適正な価格への見直しの検討有無
- ④ 電子的決済サービスの利便性向上(改善)策の検討有無
- ⑤ 電子的決済サービスの導入支援の実施有無
- ⑥ 公的支援の活用を含む事業者への資金繰り支援の状況

※ 電子記録債権またはインターネットバンキングによる振込

【各金融機関】 ①決済に関連する手数料体系の見直し

- ②電子的決済サービスの普及促進
- ③事業者に対する資金繰り支援

【全銀協】 参考事例の紹介など周知強化

- ・ 関係省庁等との連携による産業界への働きかけ

【関係省庁】

- ・ 業界団体等を通じた産業界における取引慣行の見直しや電子的決済サービスの積極的な活用の勧奨
- ・ 産業界における自主行動計画への不参加業種に対する参加促進

Plan

(計画策定)

Do

(施策実施)

目標:2026年度末までに電子交換所における交換枚数(手形・小切手)をゼロにする

Act

(見直し・改善)

Check

(評価・検証)

【本検討会】

- ・ 毎年のフォローアップ(3月)
- ・ 中間的な評価を踏まえ、本行動計画の見直し要否を検討(2024年度)

【各金融機関】

- ・ 評価項目の実施状況の確認・報告

【各業態(金融界における関係団体)】

- ・ 各金融機関の顧客特性等に応じたきめ細かいフォローアップ

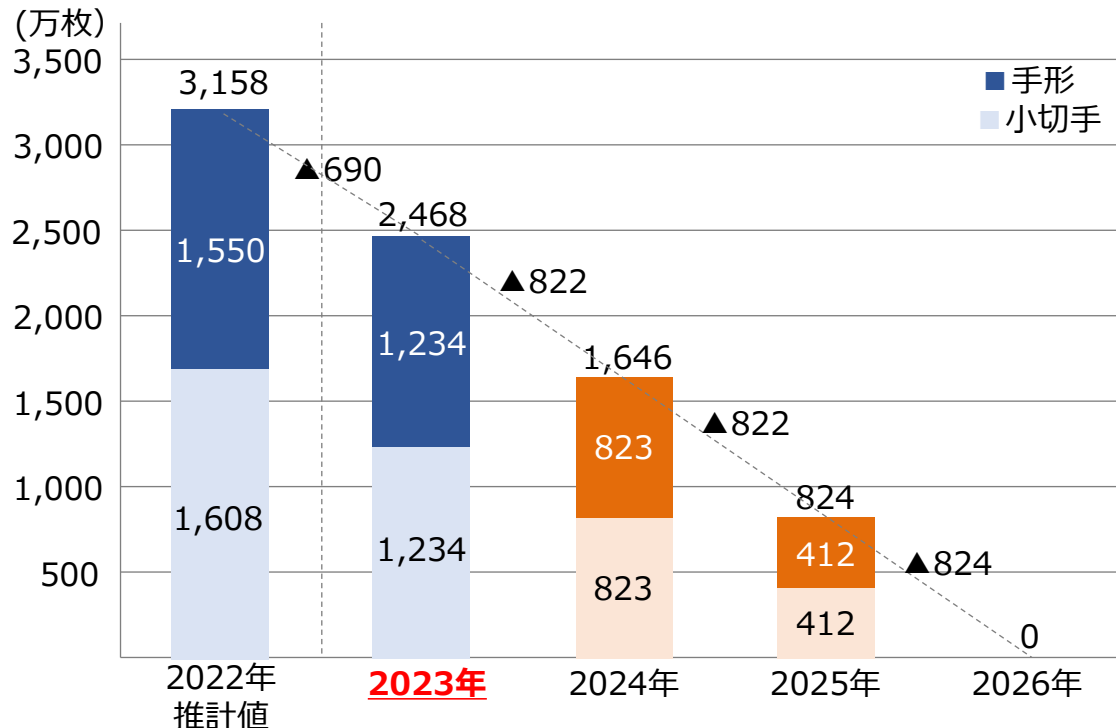
【本検討会】

- ・ 金融界における取組状況の取りまとめ
- ・ 各業態および都市銀行等におけるフォローアップ結果を踏まえた総括的なフォローアップ

足元の手形・小切手の交換枚数の状況

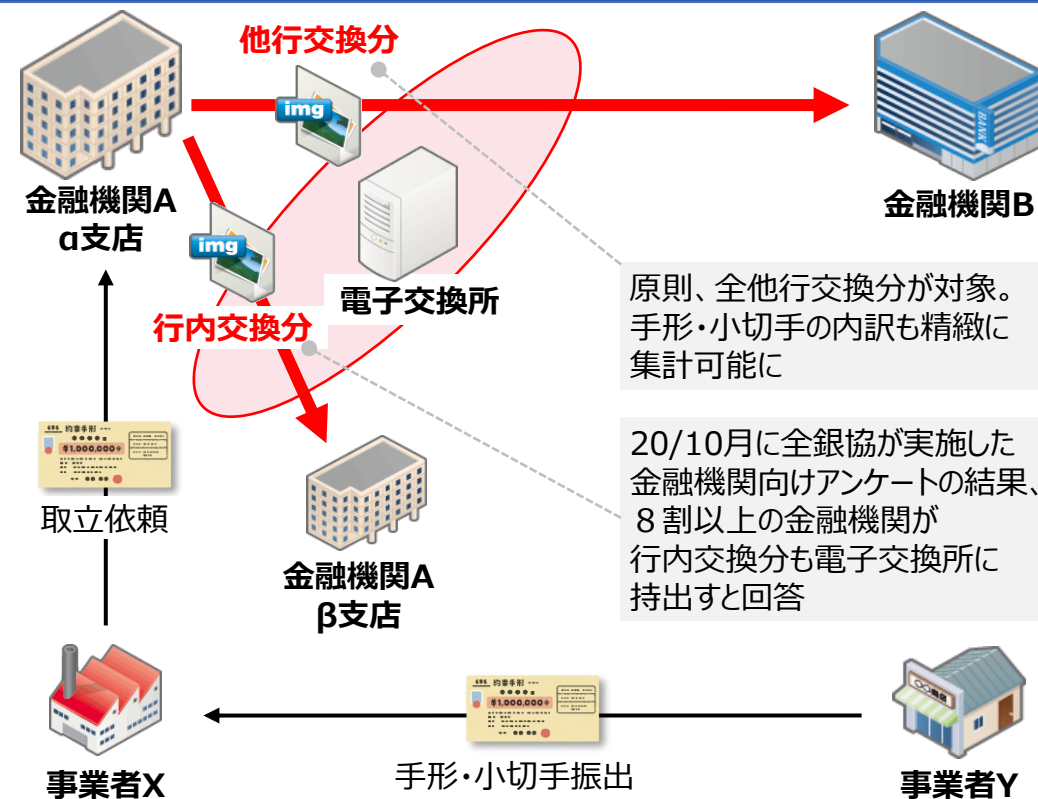
- 電子交換所における**2023年の交換枚数は2,468万枚**（手形1,234万枚+小切手1,234万枚）。
- 2026年度末までにゼロにするためには、**毎年822万枚**（手形411万枚+小切手411万枚）減らしていく必要。

電子交換所における交換枚数の削減イメージ



※2022年推計値は、2022年の全国手形交換枚数（3,203万枚）、2018年のアンケート（自行交換比率（手形21%、小切手26%）、電子交換所における行内交換を除いた2023年の手形・小切手の割合（38.2%、37.2%）をもとに推計

電子交換所における交換イメージ



1	全銀協自主行動計画と足元の削減状況
2	利用実態調査結果
3	金融界の取組み状況
4	その他、電子化・効率化に向けた取組み

手形の利用意向調査結果

手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会資料より
(全銀協ウェブサイトにて2023年6月30日公表)

- ・ **手形は、振出側の8割・受取側の9割が「やめたい」意向。**「やめたくない」意向の利用者は振出側 2 割・受取側 1 割。
やめたくない理由は、「慣習・経理事務変更への抵抗感」「やめる必要性を感じない」等。

振出

やめたい	5割	(コストや手間が主な理由)	
	3割	・受取側が手形による支払いを希望 ・電子記録債権にしたいが受取側が利用していない ・経理事務を変更することに抵抗がある	複数回答可 5割 4割 3割
	2割	・経理事務を変更することに抵抗がある ・手形での支払いをやめる必要性を感じない ・電子記録債権よりトータルの費用が安い	複数回答可 6割 4割 3割

受取

やめたい	5割	(コスト、サイト(資金繰り)、不渡リスクが主な理由)	
	4割	・振出側が手形による支払いを希望 ・電子記録債権にしたいが振出側が利用していない ・自社の慣習、経営層の考え方	複数回答可 7割 3割 2割
	1割	・手形での受取をやめる必要性を感じない ・裏書譲渡ができる 電子記録債権も譲渡可能 ・経理事務を変更することに抵抗がある	複数回答可 6割 3割 3割

小切手の利用意向調査結果

手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会資料より
(全銀協ウェブサイトにて2023年6月30日公表)

- 小切手は、振出側の6割・受取側の8割が「やめたい」意向。「やめたくない」意向の利用者は振出側4割・受取側2割。
やめたくない理由は、「セキュリティや資金繰りが不安」「紙の方が手間がかからない・安い」等。

振出

やめたい	3割	(コストや手間が主な理由)	
やめたいが、いや	3割		複数回答可
		・受取側が小切手による支払いを希望	6割
		・受取側が商品・サービスの受取と同時の支払いを希望	3割
		・電子的決済サービスのセキュリティが不安	3割
やめたくない	4割	実際は小切手の方が業務プロセス数が多い(後述)	複数回答可
		・振込等と比べて手間がかからない	6割
		・多額の現金の取扱いが不要 振込も同様	6割
		・電子的決済サービスよりトータルの費用が安い	6割

受取

やめたい	3割	(コストや手間、(振込と比較して)資金化に時間がかかることが主な理由)	
やめたいが、いや	5割		複数回答可
		・振出側が小切手による支払いを希望	9割
		・振出側が商品・サービスの受取と同時の支払いを希望	1割
やめたくない	2割		複数回答可
		・商品・サービスの引渡しと同時に支払いを受けられる	5割
		・多額または端数の現金の取扱いが不要 振込も同様	5割
		・(手形と比較して)短期間で資金化が可能	5割

1	全銀協自主行動計画と足元の削減状況
2	利用実態調査結果
3	金融界の取組み状況
4	その他、電子化・効率化に向けた取組み

金融機関における取組み事例

手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会資料より
(全銀協ウェブサイトにて2023年6月30日公表)

■ 周知強化、 ■ 導入支援・利便性向上、 ■ 経済効果拡大

	手形・小切手共通の取組み	手形固有の取組み	小切手固有の取組み
都銀業態	■ <u>全面的電子化を含む業務効率化に関するディスカッション資料作成、活用</u> ■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し	■ ■ でんさい未導入先のDX支援 ■ <u>EB専門の関連子会社によるでんさい導入・操作サポート</u> ■ <u>でんさいサポートデスク活用</u>	■ <u>EB専門の関連子会社によるIB導入・操作サポート</u> ■ <u>EBヘルプデスク活用</u>
地銀業態	■ 全当座預金先への電子化周知 ■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し	■ でんさいネットセミナー周知	■ <u>専担者によるIB導入・操作サポート</u> ■ ■ <u>簡易版法人IB(月額利用料無料)提供</u> ■ <u>法人IB手数料無料キャンペーン実施</u>
第二地銀業態	■ 手形・小切手利用先への電子化チラシ配布、提案 ■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し	■ でんさいネットセミナー周知	■ 各種提案時・契約時等のタッチポイントを活用して法人IBを紹介 ■ <u>法人IBサポートデスク活用</u> ■ <u>法人IB手数料無料キャンペーン実施</u>
信用金庫業態	■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し	■ ■ <u>顧客向けでんさい説明会実施、要望先の個別訪問サポート</u> ■ <u>でんさいサポートデスク活用</u> ■ <u>でんさい手数料無料キャンペーン実施</u>	■ 各種提案時・契約時等のタッチポイントを活用して法人IBを紹介 ■ <u>法人IBサポートデスク活用</u>
信用組合業態	■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し ■ 当座預金口座開設手数料見直し	■ でんさいネットセミナー周知	■ 法人IB未稼働先への声掛け ■ <u>法人IB手数料見直し</u> ■ <u>法人IB手数料無料キャンペーン実施</u>

金融機関における全面電子化に向けた施策①

- 2023年8月以降、3メガバンク等の一部の銀行では、新規の当座預金口座開設の停止または新規開設時における手形・小切手の発行停止、2027年4月以降の期日管理を伴う手形・小切手の取立受付の停止をウェブサイト公表。
(ウェブサイト等の報道ベースで当協会が把握している銀行を掲載)
- 金融機関のなかには、手形帳・小切手帳の発行終了を予定している旨をウェブサイト公表。
- 企業・事業者との取引において小切手を電子化した場合の当座預金からの出金について、引き続き小切手の利用が必要になるケースがあるが、金融機関によっては、小切手以外の方法（払戻請求書や法人キャッシュカード等）によって、出金を可能とする施策を実施（詳しくは取引先金融機関にご確認ください）。

各銀行のウェブサイトのニュースリリース

SMBC 三井住友銀行

個人のお客さま 法人のお客さま 企業情報 Global Site 文字サイズ

ホーム > 手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応に関するお知らせ

手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応に関するお知らせ

当座勘定を新たに開設するお客さまについて、手形小切手の発行を停止します

2023年10月2日（月）以降に当座勘定を開設されるお客さまについて、手形・小切手の発行を停止します。当座勘定からの現金出金が必要なお客さまは、当座勘定開設時に法人キャッシュカード（当座）をお申込みのうえご利用ください。

2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付を停止します

2024年1月4日（木）より、2027年4月以降を期日とする手形等（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手も含む）について、期日管理を行う代金取立の受付を停止します。該当の手形等をお持ちのお客さまは2023年12月29日（金）までにお取引店にお持ち込みください。

https://www.smbc.co.jp/notice/20230804_denshika.html

2023年9月21日
株式会社三菱UFJ銀行

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みに関するお知らせ

1. 新規開設される当座勘定について、手形・小切手の発行を停止します
2024年1月4日（木）以降に開設いただく当座勘定を対象に、手形・小切手の発行受付を停止します。対象となる当座勘定からの現金出金が必要となる場合におかれましては、当座勘定開設時に当座キャッシュカードをお申し込みのうえご利用ください。

2. 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付を停止します
2024年1月4日（木）より、2027年4月以降を期日とする手形等（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手も含む）について、期日管理を行う代金取立の受付を停止します。該当の手形等を既にお持ちのお客さまにおかれましては、2023年12月29日（金）までにお取引店にお持ち込みください。また、2024年1月以降に、2027年4月以降を期日とする手形を受け入れた場合は、支払呈示期間中にお取引店にお持ち込みいただくようお願い申し上げます。

https://www.bk.mufig.jp/info/pdf/20230921_tegata_kogitte_denshi_ka.pdf

MIZUHO みずほ銀行

商品・サービス ATM・店舗 金利・手数料 為替相場情報

ホーム > 法人のお客さま > お知らせ一覧 > 手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応について

手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応について

金融界は、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら2026年度までに手形・小切手の全面的な電子化をめざします。これに伴い、みずほ銀行では、手形・小切手に関し、以下の対応を実施いたします。

当座勘定を新規で開設いただいたお客さまについて、紙の手形・小切手の発行を停止します

2024年1月4日木曜日以降に当座勘定を新規で開設いただいたお客さまについて、紙の手形・小切手の発行を停止します。当座勘定からの現金の払い出しが必要なお客さまにおかれましては、当座勘定開設時に法人キャッシュカードをお申込のうえご利用ください。

2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立を停止します

2024年1月4日木曜日より、2027年4月以降を期日とする取立手形等（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手も含む）の代金取立（期日管理）を停止します。（預金入金扱いの引き落としは引き続き取り扱い可能です。電子交換に参加していない金融機関を支払い地とする手形・小切手等の個別取立については取引店にご相談ください）
2027年4月以降を期日とする取立手形等の受付は、2023年12月29日金曜日を最終日とさせていただきます。

https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/oshirase/check_digitize.html

金融機関における全面電子化に向けた施策②

各銀行のウェブサイトのニュースリリース

NEWS RELEASE

未来を、ひろげる。
HIROGIN HOLDINGS 広島銀行

2024年1月19日

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

株式会社広島銀行（頭取 清宗 一男）では、2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」における「2026年度末までの手形と小切手の全面的な電子化」に向けて取り組んでまいりますので、下記のとおりお知らせいたします。

本取組みにより、お客さまと金融機関の双方の事務負担を削減するとともに IT を活用した金融サービスの提供が可能になります。

記

1. 当座預金の新規開設の停止（実施日：2024年4月1日（月））

当座預金口座の新規開設を停止します。実施日以降は決済用預金（無利息型普通預金）等のご利用をお願いいたします。

なお、既に当座預金口座をお持ちのお客さまは、引き続きご利用可能です。

2. 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の停止（実施日：2024年4月1日（月））

2027年4月1日（木）以降を期日とする手形や小切手（先日付小切手）について、期日管理を行う代金取立の受付を停止します。該当の手形等を既にお持ちのお客さまで代金取立を希望される場合は、2024年3月29日（金）までにお取引店でお手続きください。実施日以降、該当の期日の手形等につきましては、支払呈示期間中にお取引店でご入金をお願いいたします。

手形・小切手の全面的な電子化は、官民一体となった取り組みです。電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続の省力化や管理コストの削減など、支払側と受取側双方にあります。

当行では、2026年度末までに全面的な電子化を目指してまいりますので、お客さまにも、電子記録債権（でんさいネットサービス）の利用およびインターネットバンキング「（ひろぎん）ビジネスWebサービス」からの振込といった電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

<https://www.hirogin.co.jp/ir/news/paper/news240119-1.pdf>

2024年3月28日

各位

株式会社八十二銀行

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

八十二銀行（頭取 松下 正樹）は、手形・小切手の全面的な電子化の一環として、下記の対応を実施いたします。当行では、2026年度末までの手形・小切手の全面電子化に向けて、全国銀行協会の自主行動計画に則り、政府・産業界と一丸となり、一層のサービス向上に努めてまいります。

記

1. 背景

2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」では、「5年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれました。これを受け、全国銀行協会は「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすること」を目標とする自主行動計画を策定しています。

本対応は、こうした背景を踏まえ、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みの一環として実施するものです。

※ 全国銀行協会策定の自主行動計画の詳細については、下記 URL をご覧ください。

<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/council/tegata-denshi/>

2. 実施内容

(1) 手形帳・小切手帳の発行終了

発行終了日：2025年5月30日（金）

2025年5月30日（金）時点で当座預金をお持ちのお客さま、また、同日以降に当座預金を新たに開設されるお客さまについて、発行を終了させていただきます。

※発行終了日時点で保有されているお手持ちの手形帳・小切手帳につきましては、同日以降も引き続きご利用いただけます。

※八十二銀行と長野銀行が合併する2026年1月1日以降も、旧行名の手形帳・小切手帳は引き続きご利用いただけます。また、合併前に振り出された旧行名の手形・小切手もこれまでと同様に決済されます。

(2) 手形・小切手の代金取立の一部受付終了

2027年4月以降を期日とする手形・小切手（2027年4月以降を期日とする先日付小切手も含む）は、代金取立の受付を終了させていただく予定です。

該当の手形・小切手をお持ちのお客さまは、今後ご案内いたします取立受付終了日までにお取引店にお持ち込みください。取立受付終了日は、2025年中にホームページ上でご案内予定です。

<https://www.82bank.co.jp/file.jsp?id=release/2023/pdf/news20240328c.pdf>

2024年4月15日

お客さま各位

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

名古屋銀行では、2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」における「2026年度末までの手形と小切手の全面的な電子化」に向けて、下記の通り取り組んでまいりますので、お知らせいたします。

記

1. 当座預金の新規開設の停止

2024年7月1日（月）より、当座預金の新規口座開設を停止いたします。

新規に事業性資金にかかる新規口座の開設を希望される場合は、「普通預金口座」もしくは「決済用普通預金口座」のいずれかをご利用ください。

なお、現在当座預金をご利用中のお客さまについては、引き続き当座預金をご利用いただけます。

2. 2027年4月以降を期日とする手形等の取立受付の停止

2024年7月1日（月）より、2027年4月以降を期日とする手形等（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手も含みます）について、期日管理が必要な代金取立の受付を停止いたします。

該当の手形等をお持ちのお客さまにおかれましては2024年6月28日（金）までにお取引店にてお手続きください。2024年7月以降、該当の期日の手形等につきましては、支払呈示期間中にお取引店でご入金をお願いいたします。

手形・小切手の全面的な電子化は、官民一体となった取り組みです。

電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続の省力化や管理コストの削減など、支払側と受取側双方にあります。

当行では、2026年度末までに全面的な電子化を目指してまいりますので、お客さまにおかれましては、電子記録債権（でんさいネットサービス）ならびにインターネットバンキング「名古屋ビジネスダイレクト」などの電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

【ご参考：名古屋銀行が提供するサービスについて】

〔手形をご利用のお客さま〕

・手形に代わる決済手段として、『でんさい』のご利用を推奨しております。

でんさいとはでんさいネットが取り扱う電子記録債権を指し、電子的に金銭債権のやり取りを行うことができます。

〔小切手をご利用のお客さま〕

・小切手に代わる決済手段として、名古屋銀行が提供するインターネットバンキング「名古屋ビジネスダイレクト」のご利用を推奨しております。

以上

名古屋銀行

https://www.meigin.com/news/files/20240415_oshirase.pdf

全銀協における広報活動について

- 例年、11月を「決済・経理業務の電子化推進強化月間」と定め、「手形・小切手機能の電子化」に関する広報活動を実施。
- 2023年度は、ウェブ広告に加え、11月10日発売（12月1日号）のプレジデントおよび12月18日発売（12月23日・30日合併号）の週刊東洋経済に広告を掲載。
- 全ての手形・小切手の振出人の目に留まることを企図し、金融機関が発行する手形帳・小切手帳に印字可能な広告（または広告文）を作成。
2023年12月時点で175の金融機関が実施もしくは実施予定。

プレジデント (2023年12月1日号)

企業経営者・経理担当者の皆さま

政府は、手形・小切手の利用廃止を決定しています。

でんさい・振込など 電子的決済サービスに移行しましょう！ 2026年まで

政府は、2026年までの約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化の計を立っています。金融界は、2026年までに紙の手形・小切手から電子的決済サービス[※]への移行を強力に推進しています。紙の手形・小切手から電子的決済サービスへの移行をご検討ください。

電子化のメリット

- 印紙料や取引先への送金料が不要
- どこでも利用でき、煩雑な事務処理が軽減
- 盗難・紛失の心配が低く、災害にも強い

コスト **事務負担** **リスク**

詳細は取引先金融機関にご相談ください。

動画で分かる 全面的電子化への取組み

詳しくはこちら

JBA 全国銀行協会

週刊東洋経済 (2023年12月23日・30日合併号)

週刊東洋経済2023年12月23日・30日合併号に記事広告として掲載

紙の手形・小切手が2026年に廃止へ 利用者に求められる対応とは

「電子化のメリットと紙の手形・小切手を使い続けるリスク」

手形・小切手の電子化は、金融界の大きな課題の一つ。政府は、2026年までの約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化の計を立っています。金融界は、2026年までに紙の手形・小切手から電子的決済サービス[※]への移行を強力に推進しています。紙の手形・小切手から電子的決済サービスへの移行をご検討ください。

紙の手形・小切手は、長年、日本経済の重要な決済手段として機能してきました。しかし、デジタル化の進展に伴い、その利用は徐々に減少しています。政府は、2026年までに紙の手形・小切手の利用を廃止することを決定しました。これは、デジタル決済サービスの普及を促進し、金融システムの効率化を図るための重要な施策です。

この移行には、企業や個人がどのような対応を求められるのでしょうか。本記事では、紙の手形・小切手の廃止に伴う影響、移行に必要な準備、そして最新のデジタル決済サービスの活用方法について詳しく解説します。

BRIDGE

手形・小切手の交換枚数推移(1996年～2022年)

※ 手形・小切手の交換枚数は、日本銀行の「手形・小切手の交換枚数」に基づき算出。単位は百万枚。

ウェブ広告

手形・小切手 政府が廃止決定

でんさいや振込など、**2026年まで 電子的決済サービスに移行しましょう！**

一般社団法人 全国銀行協会

手形帳・小切手帳への 広告文・広告物（イメージ）

政府は**約束手形・小切手の利用廃止**を決定しています！
2026年までに、**でんさいやインターネットバンキング**
による**振込**にお切替ください！

政府は**約束手形・小切手の利用廃止**を決定しています！
早期に、**でんさいや 2026年まで**
インターネットバンキングによる振込に
お切替ください！

動画で分かる
手形・小切手の電子化

詳しくはこちら

まとめ

- 国も「手形・小切手の利用廃止」の方針を決定。国（政府）・産業界・金融界が一体となって手形・小切手の電子化の取組みを推進。
- 手形・小切手の電子化は、業務効率化・生産性向上、コスト削減の効果あり。利用者の多くは紙の手形・小切手の利用をやめたい意向。
- 中には、「取引先が電子化に対応困難」「長年の慣習・事務を変えることへの不安感・抵抗感」の声もあるが、電子化した事業者は総じて「手形・小切手をやめて良かった」という反応。
- 手形帳・小切手帳の製造業者の中には製造中止の動きもあり、一部の金融機関においては、手形帳・小切手帳の発行終了の予定を公表している金融機関もあり。
- 是非、早期の電子化を取引金融機関にご相談いただきたい。

1	全銀協自主行動計画と足元の削減状況
2	利用実態調査結果
3	金融界の取組み状況
4	その他、電子化・効率化に向けた取組み

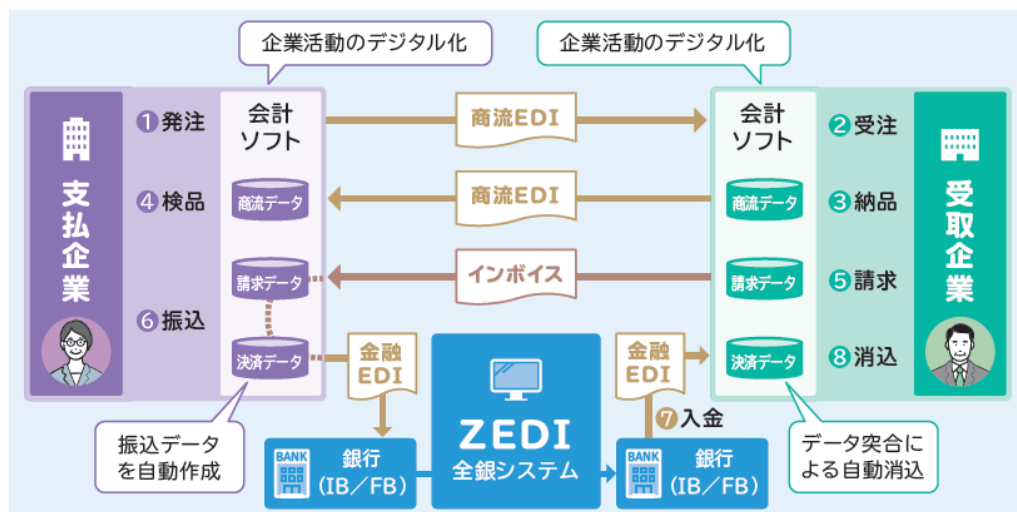
全銀EDIシステム（愛称：ZEDI / ゼディ）

- 2018年12月25日に稼動を開始した、全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）が提供するデータ連携システム。
- ZEDIの導入によって、総合振込に添付された請求データを相手先に連携することが可能となり、バックオフィス業務の効率化・生産性向上を実現することができます。
- 全銀ネットはインボイス制度などさまざまな取組みとも連携するとともに、ZEDIへの連携に対応した製品・サービスの開発促進を目的に、ソフトウェアベンダ等を対象とした助成プロジェクトを実施しています。

ZEDIの活用イメージ

受発注・請求から決済までをデジタル化し一気通貫でデータ連携。

バックオフィス業務の自動化・効率化が進み、人手不足の解消と生産性の向上が可能となるほか、経営状態（資金繰り）の見える化にも繋がります。



インボイス制度との連携

デジタルインボイスの標準仕様をベースとして、業界横断的にデータ連携するための金融EDI情報標準として「DI-ZEDI（ディーアイゼディ）」を制定。

「DI-ZEDI」は、政府相互運用性フレームワーク（GIF）における金融分野 消込データモデルのベースにもなっています。

「DI-ZEDI」対応の会計ソフト等を利用することで、取引先企業の業種等を気にすることなく、請求・決済データの連携が期待できます。

デジタルインボイス・決済連携サービス開発助成プロジェクト

2023年度にZEDIへの連携に対応した製品・サービスの開発を促すため、ソフトウェアベンダ等を対象とする助成プロジェクトを実施。

助成先として、17事業者に助成金を支給。各事業者は、助成申請内容に沿った開発を実施。

助成先を含め、2024年5月現在で26の事業者のZEDI対応製品を全銀ネットで紹介中。

（ZEDI対応製品・サービスのご紹介）

<https://www.zengin-net.jp/zedi/start/total/>

税・公金の電子納付の推進

- 全銀協は、企業や個人が金融機関窓口等で納めている税金や公金の電子納付を推進しています。
- 電子納付に切り替えることで、企業の負担軽減・業務効率化が見込めます。

■このようなお悩みはありませんか？

- 税金や公金の支払いのために金融機関へ行くことが手間。しかも、いつも混んでいる。
- 税務手続のためにリモートワークが進まない。

■税金や公金は、窓口納付以外にも、電子納付が可能です。
電子納付に切り替えることで、負担軽減・業務効率化が見込めます。

【主な税・公金の種類】

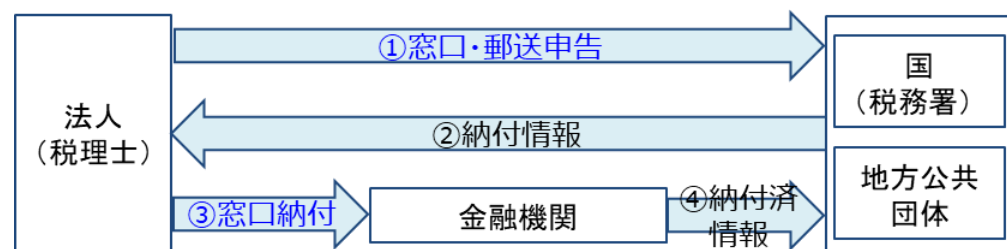
国税	所得税、法人税、消費税、印紙税
地方税	法人住民税、法人事業税、個人住民税(特別徴収分)
公金	労働保険料、厚生年金保険料、介護保険料

【窓口納付と電子納付の種類】

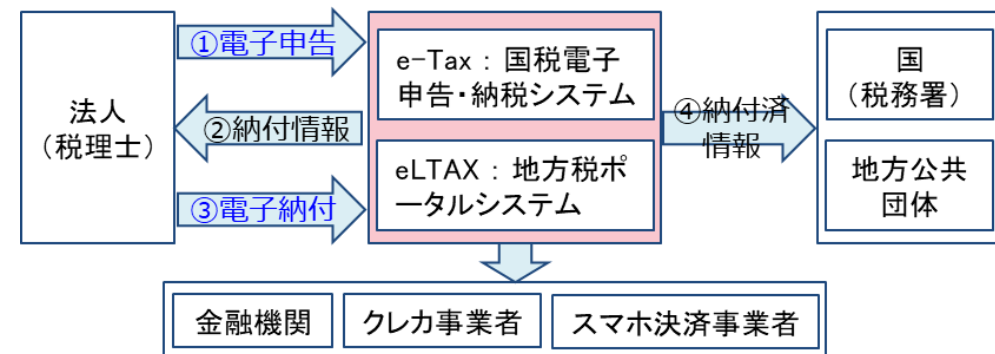
窓口納付 (書面・対面・現金)	電子納付 (デジタル・非対面・キャッシュレス)
- 金融機関窓口納付 - 行政機関窓口納付 - コンビニ店頭納付	- 口座振替 - ダイレクト納付 - Pay-easy (ペイジー) - クレジットカード納付 - スマホアプリ納付

【税務手続の電子化イメージ】

電子化前



電子化後



※「①電子申告」については、大法人（資本金額1億円超）等の法人税等で2020年4月から義務化されている。

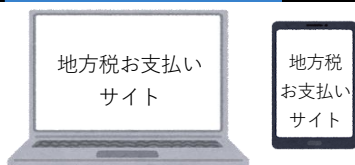
税・公金の電子納付の推進

■特に、毎月の源泉所得税や個人住民税（特別徴収分）等、納付機会の多い税金はe-TaxやeLTAXの「ダイレクト納付」がおすすめです。

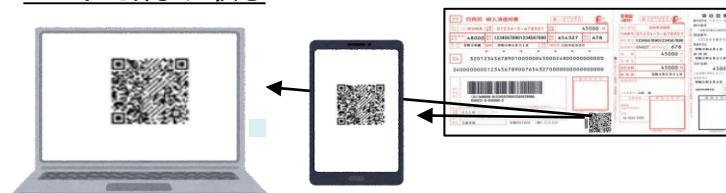
税・公金の種類（主なもの）		納付頻度	おすすめの電子納付方法	メリット
国税	源泉所得税	毎月	e-Tax（ダイレクト納付）	- 金融機関等の窓口に出向く必要なし - インターネットバンキング契約不要／手数料不要 - 日付を指定して納付することが可能（即時も可） - 地方税の個人住民税（特別徴収分）は、全地方団体への一括納付（まとめ納付）が可能
	法人税、消費税	決算申告月		
地方税	個人住民税（特別徴収分）	毎月	eLTAX（ダイレクト納付）	
	法人住民税、法人事業税、事業所税	決算申告月		
	固定資産税、都市計画税、（軽）自動車税	毎年 4～6月	eLTAX（「地方税お支払いサイト」での納付）	- 金融機関等の窓口に出向く必要なし - 事前のeLTAX利用登録なしでも納付可
	不動産取得税	不動産取得時		
公金	労働保険料、厚生年金保険料	毎月	口座振替	- 金融機関等の窓口に出向く必要なし - インターネットバンキング契約不要／手数料不要 - 納付忘れ・遅れがなくなり、延滞金の心配なし

■固定資産税や（軽）自動車税は、2023年4月からQRコード付納付書が発行されており、それを読み取ることで簡単に納められるようになりました。

①スマートフォン、パソコン等で
「[地方税お支払いサイト](#)」にアクセス



②カメラまたはQRコードリーダーで納付書のQRコードを読み取る



③支払方法を選択して納付する

- ・クレジットカード
 - ・インターネットバンキング
 - ・Pay-easy（ペイジー）
 - ・口座振替（ダイレクト方式）※
- ※事前のeLTAX利用登録が必要。

ご清聴いただきありがとうございました